

令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務 プロポーザル実施要領

令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務（以下「本業務」という。）の内容及び本業務に係る公募型プロポーザルに関する各種手続き、要件、選定等の内容について必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

黒潮町は、東日本大震災や平成24年3月31日南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の公表を受け、人命を守ることを第一に、津波避難タワーや避難路の整備、大方庁舎の高台移転等、様々な防災対策を進めてきたが、更なる住民の安全確保や迅速な復旧・復興への備えに向け、国土交通省が実施している高規格道路事業における発生土を町内で有効活用し、大規模盛土による高台整備を進めるため、調査、基本計画及び基本設計の一部について令和3年度に実施したところである。

本業務は、前年に引き続き、基本設計ならびに設計を進めるうえで必要となる調査、関係機関協議及び住民説明会等に関する支援を行なうことを目的としています。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日（金）までとします。

(4) 提案上限金額

26,400,000円（消費税及び地方消費税含む。）以内

※この金額は契約予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

3 業務委託者の選定方法

(1) 選定方式

「公募型プロポーザル方式」とし、本業務に即した最も優秀な提案を採用する。

4 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当する者としてします。

- (1) 黒潮町における令和3・4年度入札参加資格者で、測量・建設コンサルタント等業務に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 参加意思確認書等の提出時において、高知県及び黒潮町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者。

- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 平成24年4月以降に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を元請として受注した実績を有すること。
同種業務：地方公共団体における都市計画策定業務・地域計画策定業務、又は高台造成事業における基本構想策定業務・基本計画策定業務・基本設計業務
類似業務：上記以外の民間における都市計画策定業務・地域計画策定業務、又は高台造成事業における基本構想策定業務・基本計画策定業務・基本設計業務
- (7) 管理技術者及び照査技術者については、令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務仕様書第7条（管理技術者等）に記載されている条件を満たすものを配置できること。

5 実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和4年8月15日（月）から同年9月2日（金）午後5時まで

(2) 交付方法

黒潮町公式ホームページよりダウンロードすること。

URL <https://www.town.kuroshio.lg.jp/>

6 実施要領等に対する質疑・回答

本要領及び仕様書の内容に質疑がある場合は、質疑書（様式第9号）を提出すること。

(1) 提出期間

令和4年8月22日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールで提出することとし、送信後に電話にて受信確認を行なうこと。なお電話や来庁による口頭での質疑は受け付けない。

メールアドレス：machidukuri@town.kuroshio.lg.jp

(3) 提出先

黒潮町役場まちづくり課 土木係

(4) 回答方法

回答は、すべての質疑を取りまとめた上で、令和4年8月24日（水）午後5時までに本プロポーザルへの参加意思確認書の提出があった全事業者へ電子メールにて回答する。なお、質疑書を提出した事業者名は公表しない。

7 参加意思確認書等の提出

(1) 本プロポーザルへ参加しようとする者は、下記書類を期日までに提出してください。

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 業務実績書（様式3）
- ④ 業務実施体制（様式4）

- ⑤ 配置技術者調書（様式5、様式6）
 - ⑥ 情報非開示理由書（様式11）該当する場合のみ
 - ⑦ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (2) 提出方法 持参（平日の9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限るものとし、提出期限に必着のこと。）に限る。ただし、持参の場合は必ず事前連絡したうえで来庁すること。
- (3) 提出期限 令和4年8月22日（月） 午後5時（必着）
- (4) 提出先 黒潮町（まちづくり課 土木係 TEL:0880-43-2115）
- (5) 提出部数 正本1部
- (6) 参加意思確認書（様式1）の提出後に、企画提案書等の提出を辞退する場合は令和4年9月2日（金）までに参加辞退届（様式10）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

- (1) 前記7の参加申込者は、下記書類を期日までに提出すること。
- ① 企画提案書（鏡）（様式7）
 - ② 企画提案書（様式8）
 - ③ 参考見積書（任意様式）
 - ④ 情報非開示理由書（様式11）該当する場合のみ
- (2) 企画提案書の記載方法について
- 企画提案書は文章での表現を原則とし、読みやすいように10ポイント以上の文字で基本的な考え方を簡潔に記述すること。なお、文章を補完するためのイラスト、イメージスケッチ等は使用してかまわない。
- (3) 企画提案書には、以下の①～②に示す内容を示すこと。
- 各内容について、それぞれ2ページ程度にまとめること。
- ①本業務の実施方針・実施スケジュールに関する提案
 - ②宅地造成事業を進めるうえで住民合意形成を円滑に行うために留意すべき事項に関する提案
- (4) 提出方法 持参（平日9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限るものとし、提出期限に必着のこと。）に限る。ただし、持参の場合は必ず事前連絡したうえで来庁すること。
- (5) 提出期限 令和4年9月2日（金）午後5時（必着）
- (6) 提出先 黒潮町（まちづくり課 土木係 TEL:0880-43-2115）
- (7) 提出部数 正本1部、副本7部

9 受託候補者の選定

- (1) 評価・審査方法
- 黒潮町入野地区宅地造成設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）等において評価及び審査を行なう。
- (2) 選定方法
- ①委員会等は、提出書類の内容を評価基準に基づき評価し、評価点が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とする。
 - ②最高得点者が複数の場合はその内見積金額が最も低い者を受託候補者として1社選定する。

- ③最高得点者であって、見積金額が同額の者が複数の場合は、くじ引きにより受託候補者を1者選定する。
- ④本町と受託候補者は、随意契約による委託契約の締結に向けた交渉を行う。その結果、本町と受託候補者との間で合意に至らなかった場合は次に評価点が高い者を受託候補者として選定する。ただし、評価基準による総合点数が満点の60%未満の場合は、候補者としない。

1 0 選定結果

選定結果は、令和4年9月8日に、全ての参加者に書面で通知するとともに、受託候補者にはあわせて電話で通知する。なお、評価結果に関しては、選定されなかった理由以外の問合せ及び質問には一切応じない。また、評価結果に対して異議を申し立てることはできない。

1 1 日程（予定）

令和4年8月15日（月）	公募型プロポーザルの公告
令和4年8月22日（月）	実施要領等に関する質疑期限
令和4年8月22日（月）	参加意思確認書の提出期限
令和4年8月24日（水）	実施要領等に関する質疑の回答
令和4年9月2日（金）	企画提案書・参加辞退届の提出期限
令和4年9月6日（火）	審査委員会（予定）
令和4年9月8日（木）	審査結果通知

1 2 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 一度提出した企画提案書等は、いかなる理由があっても差替えや再提出はできない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合、無効とすることができる。
- (5) 企画提案書等は、提出者に無断で他団体又は他者へ配布は行わない。ただし、本町組織内で複製、配布することがある。
- (6) 審査委員会の会議は非公開とする。
- (7) 造成予定地は、現時点では民有地あるため立ち入ることは原則としてできない。提案書作成にあたり現地確認を希望する参加者は別途当町へ相談すること。
- (8) 令和3年度業務の成果品については、参加意思確認書を提出した業者のみ黒潮町役場本庁において閲覧できることとし、複製及び写真撮影等は認めない。
- (9) 選定手続等の一層の公平性、透明性及び客観性を確保し、町民に対する説明責任を果たすため、黒潮町情報公開条例（平成18年3月20日条例第12号）に基づき町が客観的に判断する。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるため、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式10により提出すること。その場合の開示・非開示の判断についても様式10を参考に、黒潮町情報公開条例（平成18年3月20日条例第12号）に基づき町が客観的に判断する。また、契約締結前においては公開しないものとする。